

The Faculty of Economics and Business Administration Journal

Kyoto University of Advanced Science

Vol. 3

Contents

<Economics>

[Article]

The Determinants of Work-life Balance of Prefectural Employee:
Evidence from Japanese Prefectural Government.

..... Akinobu OGAWA, Naosumi ATODA 1

<Law>

[Article]

The Investigation of Personal Belongings Items :
Background of the Problem and Current Situation

..... Hiromi KASHIWAZAKI 13

[Case Note]

Das gegen den Dritten geforderten Schmerzensgeld wegen der Scheidung.

..... Junichi UKON 23

November 2021

The Society of Economics and Business Administration,
Kyoto University of Advanced Science

KUAS
KYOTO UNIVERSITY OF ADVANCED SCIENCE

KUAS
KYOTO UNIVERSITY OF ADVANCED SCIENCE

京都先端科学大学 経済経営学部論集

第3号

目次

<経済学領域>

【論文】

地方公務員のワーク・ライフ・バランスに関する実証分析

.....小川 顕正・跡田 直澄 1

<法学領域>

【論説】

所持品検査について —問題の背景と現状—

..... 柏崎 洋美 13

【判例研究】

不貞の相手方に対する離婚慰謝料請求

—最判平 31・2・19 民集 73 卷 2 号 187 頁—

..... 右近 潤一 23

京都先端科学大学経済経営学部論集 第3号

2021年11月

2021年11月

京都先端科学大学経済経営学部学会

ISSN 2435-046X

「京都先端科学大学経済経営学部論集」投稿規定

1. 投稿資格

次の者が投稿資格を有する。

- ・本学経済経営学部学会の正会員および特別会員
- ・本学部の授業を担当する非常勤講師で、正会員の推薦のもとに投稿する者
- ・本学の専任教員（退職教員を含む）
- ・他大学、他研究機関の教員、研究者で、正会員との連名で投稿する者
- ・以上には該当しないが、評議員会において特に投稿が認められた者

※ 正会員および特別会員以外の者が投稿する場合、本学会正会員と同額の会費の納入を求める。

2. 投稿の種類

投稿の種類は、論文（論説）、研究ノート、判例研究、資料、および書評とする。また、投稿に際しては、領域（「経済学領域」「経営学領域」「法学領域」「言語学領域」「歴史学領域」等々）を申告する。

3. 審査

投稿された原稿の採否は、学会運営委員会が決定する。

4. 著作権

論集に掲載された論文等の著作権は本学会に属する。ただし、著者自身が自分の論稿を他に利用する場合、許可を必要としない。なお、論文等の電子配信を希望しない投稿者は、事前に本学会に申し出なければならない。

5. 投稿形式

- (1) 原則として、図表を含め 20,000 字以内とする。原稿は、本論集指定の共通フォームで作成し、Word 文書ファイルを最終稿として投稿する。
- (2) 原稿は、学会運営委員会が指定する学会のフォルダに、Word ファイルで提出する。
- (3) 原稿とは別に、外国語表記のタイトルおよび著者名を提出する。

6. 版組み・校正

原則として版組みは行なわない。版組みを希望する者の投稿も認めるが、版組みの費用は投稿者の負担とする。投稿者は、学会が指定する共通フォームで原稿を作成し、また可能な限り正確性を高める作業を行ったうえで投稿するものとする。校正は 2 回までとする。校正済み原稿は、運営委員会の指定した期日までに速やかに印刷所に返送しなければならない。

7. 抜き刷り

投稿者は抜き刷り 30 部を受け取ることができる。なお、これを超える部数を希望する場合には、超過分の費用は投稿者の負担とする。

8. その他

- (1) 本会の正会員が出版した著書についての書評は、原則として本学の専任教員以外の研究者によるもののみ本論集に掲載することができる。
- (2) 正会員が定年により本学を退職する場合、評議員会での審議を経て、「退職記念号」を発行することができる。

(2019 年 4 月 1 日)